

重文千葉家の活用を考える会会則

(目的)

第1条 本会は、重要文化財千葉家住宅の価値を正しく理解し、地域活性化になる活用を考え、実践することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、重文千葉家の活用を考える会（以下「考える会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 考える会の事務所は、綾織地区センターに置く。

(会員)

第4条 考える会の会員は、第1条の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第5条 考える会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 重要文化財千葉家住宅についての学習会に関する事。
- (2) 重要文化財千葉家住宅の活用提案に関する事。
- (3) 重要文化財千葉家住宅の保護活用の実践に関する事。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 考える会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選任及び職務)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 会長は、考える会を代表して会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 理事及び事務局長は、事業の企画立案及び運営にあたる。
- 5 監事は、経理及び執行に関する監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は選任された日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期終了後も後任者の定まるまではその職務を行う。

(顧問及び参与)

第9条 考える会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会に諮って会長が委嘱する。

(会議)

第10条 考える会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年度1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告の承認について
- (2) 事業計画案について
- (3) 予算及び決算
- (4) 会則の改廃について
- (5) 役員を選任について
- (6) その他考える会の運営に関する重要事項

3 総会は、会長が召集する。

4 総会の議長は、会長が務める。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、必要な都度、随時開催する。

2 理事会は、第6条に定める会長、副会長、理事、事務局長をもって構成し、次の事項を審議し、または決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他考える会の事業の執行に関すること。

3 理事会は、会長が召集する。

4 理事会の議長は、会長が務める。

5 理事会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第13条 考える会に事務局を置き、事務局員は会員及び綾織地区センター並びに遠野市文化課から、会長が任命する。

(会計)

第14条 考える会の必要経費は、会費及び寄附金その他の収入によって賄う。

2 考える会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、考える会の運営に必要なことは、理事会に諮

って会長が定める。

附則

- 1 この会則は、平成 26 年 7 月 31 日から施行する。

平成 28 年 3 月 30 日 改定

令和 3 年 4 月 18 日 改定